

「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の利用等に係るQ&A（案）

（背景）

問1 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」（以下「優先マーク」という。）を作成した背景を教えてください。

答1 道では、令和2年度（2020年度）に四期目となる「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定し、妊産婦の方や子育て家庭が安心して外出できるよう、「子育てバリアフリー等の整備」を推進することとしています（P63参照）。

当該施策の推進のため、道内の子育て支援拠点の利用者（736名）に対し、優先マークの必要性等に関する「子育て世帯の外出に関するアンケート」を実施したところ、マークの作成に多くの賛同を頂いたことや、外出先で不便に感じる点について、駐車スペースが狭い等の御意見をいただいたことから、当該アンケート等の結果も踏まえて、道内共通で利用できる妊婦及び子育て世帯向けの優先マークを作成することといたしました。

【参考：道・計画】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/st/dai4kikeikaku.html>

【参考：アンケート結果】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/mark-koubo.html>

（対象者①）※取扱要綱第2条（1）及び（3）関係

問2 優先マークの対象者を次の世帯とした理由を教えてください。

①妊娠中の方とともに外出する世帯

②ベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね3歳未満の乳幼児とともに外出する世帯

答2 ①妊娠中の方については、妊娠初期から出産に至るまで、様々な体調等の変化により、外出時に一定の配慮や周囲のサポート等が必要になること、②3歳未満の乳幼児を養育する世帯については、ベビーカーやチャイルドシートの利用に際し、一定のスペースを必要とするほか、心身の発達が未熟であることから、飲食店や商業施設、あるいは、公共交通等の利用に際し、周囲への影響等を気にする方も多く、外出頻度が減少するなど、外出に際し様々な障壁が増えることが想定されます。

このため、妊娠中の方及びベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね3歳未満の乳幼児とともに外出する世帯（以下「子育て世帯等」という。）を社会全体で応援し、妊娠中の方や子育て世帯の中でも特に配慮が必要な乳幼児をお連れの方が安心して外出できる環境づくりを進めるため、当該優先マークの対象者を子育て世帯等といたしました。

(対象者②) ※取扱要綱第2条(1)及び(3)関係

問3 優先マークについて、妊娠中の方及び乳幼児本人以外は適用対象外となるのか。また、「概ね3歳未満」とあるが、「概ね」の解釈について教えてほしい。

答3 民間事業者が実施する優先サービス等についても、積極的に登録予定のため、詳細については、当該サービスを提供する事業者の判断となりますが、利用目的の一つである優先駐車場の導入等については、本人のほか、本人を支援する御家族などの関係者についても、優先駐車場の利用対象者となることを想定しています。

(例) 民間商業施設を利用する子育て世帯等の本人を送迎するために、本人以外の関係者が優先駐車場を利用する場合など

また、「概ね」としているのは、乳幼児の発達に個人差があるほか、双子等を養育する多子世帯については、特段の配慮が必要であることなどから、対象者の定義を緩やかにしています。

(優先マークの趣旨等) ※取扱要綱第3条関係

問4 優先マークの対象となる取組をどのように想定し、道内の公共的施設、民間商業施設及びその他の施設等(以下「各種施設等」という。)が登録することによって、どのような効果を期待しているのか。

答4 アンケート結果も踏まえて、子育て世帯等向けの優先駐車場への利用を想定するほか、優先マークの作成をきっかけに、道内の民間事業者等が提供する子育て世帯等に向けたサービスの情報を一元化し、道においてその取組を紹介することで、道内において、子育て世帯等の外出支援に係る機運の醸成を図ることを事業目的の一つとしています。

このため、優先マークは駐車場のみならず、様々な取組に御活用いただきたいと考えておりますので、積極的な御検討をお願いします。

(優先マークの掲示) ※取扱要綱第3条及び第7条関係

問5 優先マークの導入を希望する場合は、各種施設等に優先マークを掲示することが必須となるか。例えば、ホームページやSNS等にのみ掲載する運用は認められないのか。

答5 可能な限り各種施設等への掲示をお願いさせていただきますが、個々のケースにより個別に判断させていただきますので、適宜事務局まで御相談ください。

(優先マークの対象となる取組等①) ※取扱要綱第4条関係

問6 優先マークの対象となる取組について、各種施設等が実施する既存の取組は対象となるのか。

答6 対象となります。優先マークの導入に当たって、新たな取組を開始いただく必要はありません。既存の取組を広報する目的でも、是非優先マークを御活用ください。

(優先マークの対象となる取組等②) ※取扱要綱第4条1(1)関係

問7 優先駐車場の導入について、取扱要綱の要件を全て満たさないと対象とならないのか。

答7 できる限り取扱要綱の要件を満たすよう御検討いただければと思いますが、各種施設等のスペースの都合等により、対応できない項目もあると思いますので、詳細については、個別に御相談ください。

(優先マークの対象となる取組等③) ※取扱要綱第4条3関係

問8 子育て世帯等の外出支援につながる取組であれば、各種施設等の費用負担が発生しないような配慮やサービス等であっても、対象となるのか。

答8 対象となります。取扱要綱に規定する対象となる取組は、あくまで一例ですので、民間事業者の皆様を中心として、これまで実施している子育て世帯等向けの様々な優先サービス等を積極的に御登録いただければ幸いです。

【その他対象となる取組の例】

- ・妊娠中の方が商品を購入した場合に、レジ業務を行う従業員等が積極的にサッカー台へ荷物を運ぶ等の対応を行っている場合
- ・理美容室等において、3歳未満の乳幼児のカット等を積極的に受け入れている場合
- ・3歳未満の乳幼児の飲食料金を無償としている場合
- ・3歳未満の乳幼児を対象としたプレイルーム等を各種施設等に設置している場合
- ・3歳未満の乳幼児の飲食店の利用を歓迎しており、多少の声や食べこぼし等について、店内全体として受け入れていることを示すポスター等を掲示している場合

など

※上記はあくまで一例ですので、是非積極的な御提案をお待ちしています。

(優先マークの対象外となる取組等②) ※取扱要綱第5条関係

問9 取扱要綱に規定するほか、対象外となる取組があれば教えて欲しい。

答9 継続的に取組を実施していただきたいと考えているため、一時的な取組は、原則として、対象外とさせていただきます。なお、本事業の周知も兼ねて、イベント施設内等での優先スペース等の確保に本マークを利用する場合は、対象となる場合もありますので、事務局まで個別に御相談ください。

(優先マークの利用) ※取扱要綱第7条関係

問 10 各種施設等への掲示にあたり、店舗全体の色彩やバランスを考慮する観点から、配色を変更したいと考えているが、変更は可能か。また、記載する文字等を変更することは可能か。

答 10 各種施設等の意向に基づき、単色等に変更することは可能ですが、当該デザイン案を事前に事務局に御提示の上、許可を得るようにしてください。なお、デザインイメージとあまりにかけ離れる配色等を希望する場合は、修正等を依頼する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

文字については、店舗、施設、車両など、様々な用途での活用を期待しており、それぞれ異なる表記のほうがわかりやすいことが想定されることから、記載ぶりを変更していただいて差し支えありません。こちらも、修正内容を事前に事務局に御提示ください。

(各種広報について) ※取扱要綱第10条関係

問 11 各種広報のために優先マークを利用したい場合、必ず事前に道と協議が必要となるか。

答 11 原則自由に広報活動等にも御利用いただけますが、大型イベント等に利用する場合や、テレビや新聞など、自社の広報媒体以外に広告を掲載する場合は、事前に事務局まで御相談をお願いします。

(バリアフリー法等との関係について) ※取扱要綱第11条関係

問 12 取扱要綱第11条の規定の趣旨を教えてください。

答 12 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー法」)の適用対象となる各種施設等については、高齢者及び障がい者等の利便性の向上を図ることを目的として、一定の設備等を設置等に係る適合義務もしくは努力義務が課せられています(例:高齢者及び障がい者等が円滑に利用できる駐車場やトイレの設置など)。

また、北海道福祉のまちづくり条例では、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるよう、対象とする施設等の整備や、介助等の体制の充実に努めなければならない旨が定められているほか、道内の一部の市(札幌市、苫小牧市、函館市)においても、類似の条例を制定しています(規定等に相違がありますので、詳細は各市が定める条例等を御確認ください)。

優先マークの利用を検討する場合であって、高齢者及び障がい者等のための設備に加えて、子育て世帯等のための新たな設備等の設置を検討する場合は、こうした法令等との調和を図りつつ、利用方法を検討していただきたいと考えています。

このため、例えば、障がいのある方や高齢者等が利用対象となっている設備等を全面的に廃止し、これを子育て世帯のためだけに変更するといった運用は、期待する取組ではありませんので、御注意ください。